

8 産業廃棄物の不適正処理事案について

1 概要

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、県民の安全・安心を確保するため、産廃特措法による国の財政的支援を得て恒久対策を実施しています。

産廃特措法の期限である平成34年度までに完了するよう、着実に工事を実施していきます。

2 各事案の進捗状況等

(1) 四日市市大矢知・平津事案

本年度は、処分場入口側の調整池と処分場天端部への進入路の設置工事を実施しました。また、中溜池側及び西水路側の調整池等の設置工事を行うにあたり、境界確定のための用地測量を進めています。

平成27年度は、用地取得等を行ったうえで、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事を実施します。

(2) 桑名市源十郎新田事案

本年度は、既設の集油管等による廃油回収を行うとともに、鋼矢板の設置工事及び廃棄物保管庫等の付帯施設の整備を実施しました。また、これまでに回収したPCBを含む廃油等の処理を進めています。

平成27年度は、引き続き、鋼矢板の設置工事を行うとともに、汚染源域や低水護岸部の掘削による廃油回収を行い、回収した廃油等の処理を実施します。

(3) 桑名市五反田事案

本年度は、選別・ストックヤードを整備しました。また、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事及び廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を行うとともに、廃棄物等の処理を進めています。

平成27年度は、引き続き、遮水壁の補強工事を行うとともに、廃棄物等の掘削・除去工事を行い、廃棄物等の処理を実施します。

(4) 四日市市内山事案

本年度は、廃棄物層内への霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入を継続し、硫化水素濃度の低下を確認するとともに、廃棄物の選別ヤードを整備し、整形覆土工事を進めています。

平成27年度は、引き続き、整形覆土工事を行うとともに、発生する廃棄物の処理を実施します。

産廃特措法対象の4事案の概要

1 四日市市大矢知・平津事案

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を超えて埋立を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

【事業の概要】

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を超えて埋立を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

【恒久対策の概要】

雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあるため、覆土及び排水対策等を実施します。



青：許可区域
赤：廃棄物埋立区域
黄：隣接区域

【本年度の取組】

処分場入口側の調整池と処分場天端部への進入路の設置工事を実施しました。また、中溜池側及び西水路側の調整池等の設置工事を行うにあたり、境界確定のための用地測量を進めています。

【現場の状況】

処分場入口側の調整池の設置状況



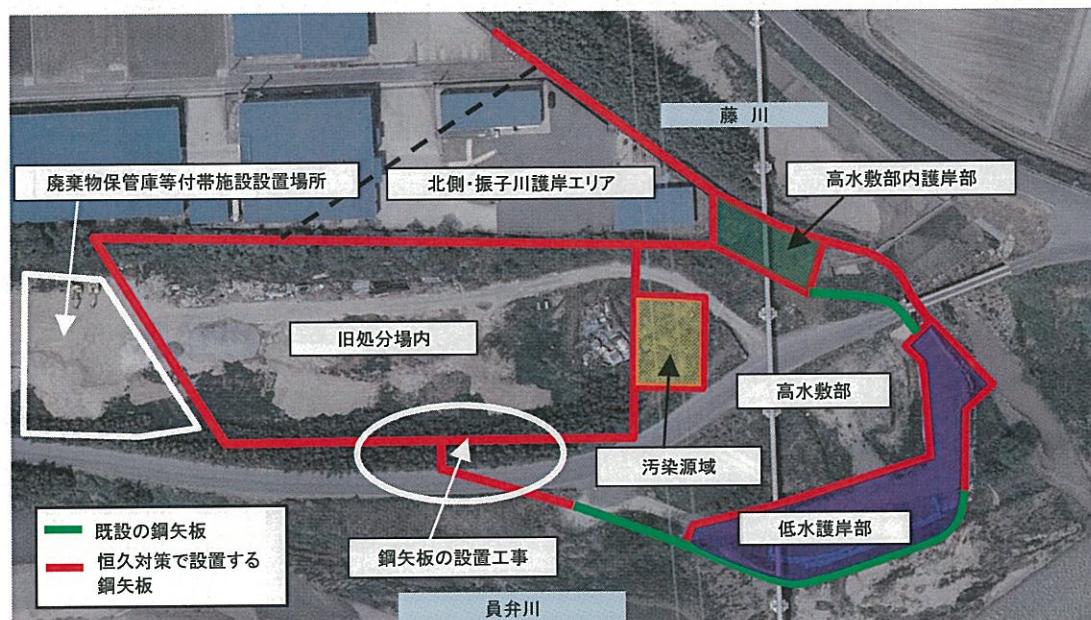
2 桑名市源十郎新田事案

【事業の概要】

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所の地中から回収した廃油にP C B等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

【恒久対策の概要】

P C B等を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。

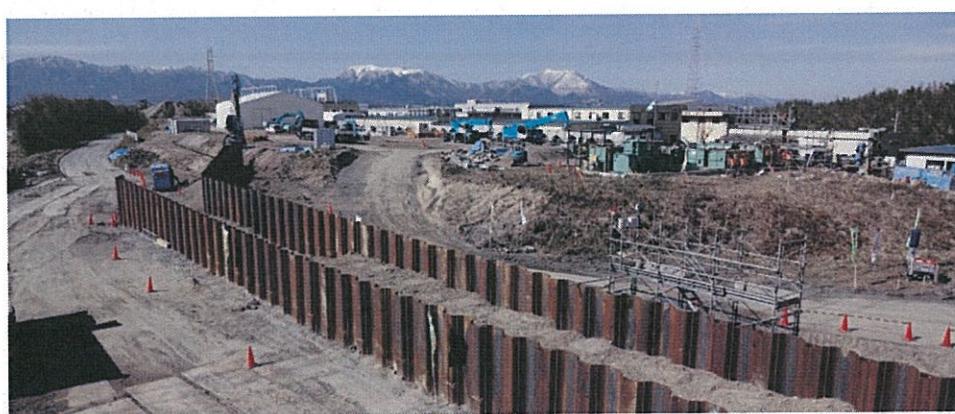


【本年度の取組】

既設の集油管等による廃油回収を行うとともに、鋼矢板の設置工事及び廃棄物保管庫等の付帯施設の整備を実施しました。また、これまでに回収したP C Bを含む廃油等の処理を進めています。

【現場の状況】

鋼矢板の設置工事及び廃棄物保管庫等の付帯施設の整備状況



3 桑名市五反田事案

案事山内市市日四

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC（揮発性有機化合物）により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。

【要約の案事】

【恒久対策の概要】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施します。



【本年度の取組】

選別・ストックヤードを整備しました。また、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事及び廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を行うとともに、廃棄物等の処理を進めています。

【現場の状況】

廃棄物等の選別・ストックヤードの整備状況



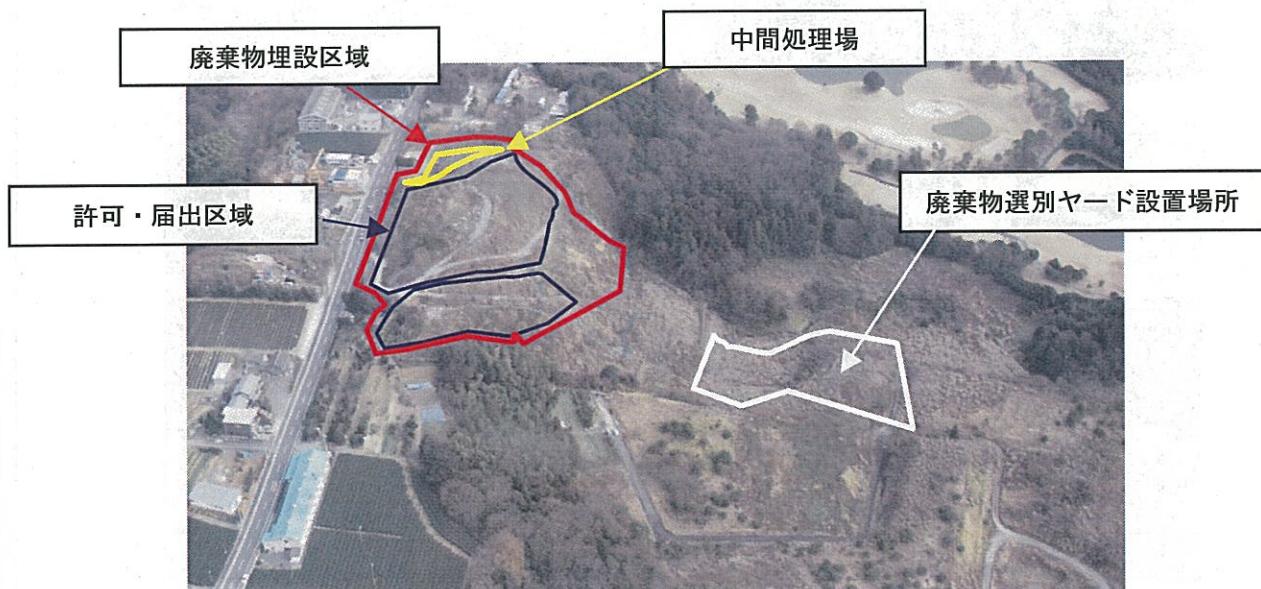
4 四日市市内山事案

【事業の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施します。



【本年度の取組】

廃棄物層内への霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入を継続し、硫化水素濃度の低下を確認するとともに、廃棄物の選別ヤードを整備し、整形覆土工事を進めています。

【現場の状況】

廃棄物の選別ヤードの整備状況



9 包括外部監査結果に対する対応について（環境生活部関係）

1 平成 26 年度包括外部監査結果について

(1) 実施テーマ

外部委託に関する事務の執行について

(2) 監査結果

環境生活部関係では、監査の結果、10の委託業務において1件の指摘と延べ13件の意見がありました。

① 環境生活総務課

ア) 三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務委託
・ 入札参加者への入札結果の通知について【1-① 意見】

② 地球温暖化対策課

ア) 三重県地球温暖化防止活動推進員活動支援事業業務委託

・ 委託業務の効果測定について【2-① 意見】

イ) M-EMS 審査員維持研修・普及啓発業務委託

・ 委託業務の効果測定について【3-① 意見】

③ 多文化共生課

ア) 平成 25 年度三重県留学生等支援事業業務委託

・ 委託先で発生する費用の検証について【4-① 意見】

イ) 平成 25 年度多言語行政生活情報提供事業業務委託

・ 三重県情報提供ホームページの仕様について【5-① 意見】

・ 委託先の選定方法について【5-② 指摘】

ウ) 平成 25 年度外国人住民総合ヘルプデスク事業業務委託

・ 委託先で発生する費用の検証について【6-① 意見】

エ) 平成 25 年度日本語教師受入事業業務委託

・ 委託先で発生する費用の検証について【7-① 意見】

・ 事業の効果について【7-② 意見】

④ 三重県総合博物館

ア) 新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託

・ 入札辞退の理由について【8-① 意見】

・ サービスレベルアグリーメント協定の締結について【8-② 意見】

イ) 新三重県立博物館警備業務委託

・ 委託業務完了報告書のサイン・押印について【9-① 意見】

ウ) 新三重県立博物館展示製作及び施工業務委託

・ 予定価格の設定にかかる積算について【10-① 意見】

・ 予定価格における管理費等の積算について【10-② 意見】

【参考】

1 指摘

- ・規則等に従い適切に処理されていないなど合規性等に問題がある
- ・効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされていないなどの事項で、主に客観性が強いもの。

2 意見

「指摘」に該当しないが、経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項で、主に監査人の主観的判断が強く、「指摘」に含めることが妥当ではないもの。

(2) 指摘・意見への対応方針等

指摘および意見がありました事案への対応方針等については、別添資料のとおりです。

今後は、対応方針等に基づき、改善に努めるとともに、その対応結果については、平成28年定例会2月定例月会議の常任委員会において報告いたします。

2 平成25年度包括外部監査結果に対する対応結果について

平成25年度の監査テーマは「防災・減災等事業に関する事務の執行について」であり、環境生活部において対象となる事業はありませんでした。

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応方針

環境生活部			
1. 三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務委託			
① 入札参加者への入札結果の通知について（意見）	入札参加者には「総合評価一般競争入札結果調書」により入札の結果が伝えられるが、当該調書には、順位のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかない。落札できなかった業者にとって、評価が低かった項目を知ることは次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。県は、入札結果についてより詳細な情報を通知し、入札参加者に對し提案内容の向上を促すことが望ましい。	次回以降の入札結果通知については、出納局と調整の上、評価項目ごとの点数を入札参加者に通知することを検討します。	環境生活部 (環境生活総務課)
2. 三重県地球温暖化防止活動推進員活動支援事業業務委託			
① 委託業務の効果測定について（意見）	何らかの方法で事業全体の効果を測定し、地球温暖化防止という目的に照らして、実施している事業が適切であるか検討することが重要である。また他の地方自治体が実施している推進員活動支援事業について情報収集を行うなどして、当該業務の効果を高める事業内容の検討をすべきである。	事業を実施していくなかで普及啓発効果が把握できるような手法を検討し、また、その効果が高まるよう、他の自治体で行われている推進員活動の支援状況について広く情報収集を行い事業内容について検討します。	環境生活部 (地球温暖化対策課)

3. M-EMS審査員維持研修・普及啓発業務委託

① 委託業務の効果測定について（意見）

県はM-EMSの効果について検証を実施しているが、本委託業務の効果について直接的な検証がされていない。本委託業務の性質と、委託先が一般社団法人M-EMS認証機構に限られており、新規事業の提案がされにくいことを考えると、可能な限り直接的に、効果の検証を実施すべきであると考えられる。併せて、M-EMS認証事業所数の実績値が目標値を下回っており、本委託業務の効果が十分ではないと推測されることから、事業所数が増加するよう、本委託業務においてもより一層効果的な実施に努められたい。

M-EMSの新規認証取得者数は、平成22年度の55件をピークに減少傾向にあり、平成25年度は17件にとどまりました。

リーマンショックや東日本大震災による経済への深刻な打撃など日本経済の停滞が続いたことも要因の一つであると考えますが、そのような中、他の自治体の事業者に対する環境マネジメントシステムの普及啓発の状況や方法などを調査し、それを参考に本業務の効果的な実施が出来るよう検討します。

環境生活部
(地球温暖化対策課)

4. 平成25年度三重県留学生等支援事業業務委託

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）

本委託業務は、事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特命随意契約であること、また、14年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続することが想定される。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。

委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、費用の検証作業に利用することがより望ましい。

予定価格の積算に当たっては、より適切なものとなるよう、出納局と調整の上、委託先から入手した見積書等により、改善します。

環境生活部
(多文化共生課)

5. 平成25年度多言語行政生活情報提供事業業務委託

① 三重県情報提供ホームページの仕様について（意見）

ホームページ利用者構成と実際の国籍別外国人住民構成には乖離があり、現在のホームページは、想定しうる利用者に適応したものではなく、一部の外国人住民にとっては利用しづらい仕様になっていると考えられる。

三重県情報提供ホームページには、教育、就職、医療、防災、住宅等に関する情報が掲載されているが、県民にとってはいずれも重要な情報であり、国籍にかかわらず情報を入手できる仕様にすべきであるため、現在対応していない他の言語（中国語等）での掲載も行なうことが望ましい。

これまででは定住傾向の高い外国人住民を想定して対応言語を設定していましたが、防災等の情報については、国籍にかかわらず重要であることから、今後、県内の外国人住民の国籍別構成に応じて、対応言語を追加します。

環境生活部
(多文化共生課)

② 委託先の選定方法について（指摘）

本業務委託は特命随意契約になっているが、その理由について
県内事業所の保有、外国人スタッフの雇用といった明確な要件は一部存在するものの、それ以外の要件については、客観的な判断が困難なものが多く、特命随意契約とする理由に乏しいと考える。また、①で述べたとおり、三重県情報提供ホームページの対応言語の見直しを行うべきであり、そうした場合、現在の事業者では対応できない可能性がある。

外国人住民に対する安定的な情報提供といった事業の特殊性からすると実施可能な業者は限定されることはやむを得ないが、プロポーザル方式の採用により、事業者の能力や提案内容に応じた競争性のある業者選定を行われたい。

①の対応言語の見直しを行い、競争性のあるプロポーザル方式の採用について検討します。

環境生活部
(多文化共生課)

6. 平成25年度外国人住民総合ヘルプデスク事業業務委託

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）

本委託業務は、企画提案コンペ方式により事業者の選定を行っているが、実際の参加者は1社のみであること、また、6年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続する可能性がある。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。

委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することがより望ましい。

予定価格の積算に当たっては、より適切なものとなるよう、出納局と調整の上、委託先から入手した見積書等により、改善します。

環境生活部
(多文化共生課)

7. 平成 25 年度日本語教師受入事業業務委託		
① 委託先で発生する費用の検証について（意見）		
<p>本委託業務は、開発途上国の日本語教師の受入業務という事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特命随意契約であり、過去 4 年間連続して同様の契約内容であった。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要があった。</p> <p>委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されていたため、業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することが望ましい。</p>	<p>本事業は平成 25 年度に終了していますが、今後、同様の委託業務を行う際の参考とします。</p>	環境生活部 (多文化共生課)
② 事業の効果について（意見）		
<p>本委託業務は、日本語教師の育成に一定の成果がみられたとして、平成 26 年度以降の委託契約は締結しないこととなっているが、今後の国際交流において人材を有効活用するため、これまで受け入れてきた開発途上国の日本語教師の追跡調査等を引き続き実施していくことが望まれる。</p>	<p>本事業は平成 25 年度に終了していますが、可能な範囲での人材の有効活用について検討します。</p>	環境生活部 (多文化共生課)
8. 新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託		
① 入札辞退の理由について（意見）		
<p>本業務委託においては、入札時に 2 者が辞退したことにより 1 者入札となった。辞退した 2 者のうち 1 者から入札辞退届が提出され辞退理由が明らかにされているが、もう 1 者の辞退理由は明らかではない。現状の県の規則では、辞退した者に対して、辞退届の提出及び辞退理由の明示を求めていないが、辞退理由は審査において 1 者入札の有効性を判断する際に重要な情報であると考えられる。また、将来の同種の業務委託において競争性を向上させるために資する情報を入手できる可能性もある。可能な限り、入札の辞退理由を審査において明示するよう努められたい。</p>	<p>本業務委託では、入札を辞退した 3 者のうち 1 者から入札辞退届が提出され、1 者入札審査の判断材料としたところですが、今後は、1 者入札の審査及び新たな業務委託を行う場合の参考情報として活かすため、出納局と調整の上、入札辞退者に対する辞退理由の聴取に努めます。</p>	環境生活部 (総合博物館)

<p>②サービスレベルアグリーメント協定の締結について（意見）</p> <p>本業務委託では、システムの運用保守についてサービスレベルアグリーメント協定（以下、「SLA 協定」という。）が締結されることになっている。しかし、システムの運用は 2014 年 4 月に開始されているものの、SLA 協定は締結されていなかった。初めの半年間を仮運用期間とすることについては委託先と合意し、サービスレベルの水準を決めるため、サービスレベルのモニタリングを毎月実施しているとのことであるが、システムの稼働状況は安定していると思われるため、早期の協定締結は可能と思われる。県は速やかに SLA 協定を締結することが望ましい。</p>	<p>システムの稼働開始以来、システムの運用に則して継続的にサービスレベルの検証を行ってきましたが、その結果を受けて、協定内容の最終的な調整を図ったうえで、2015 年 1 月、正式な協定を締結したところです。</p>	<p>環境生活部 (総合博物館)</p>
--	---	--------------------------

9. 新三重県立博物館警備業務委託

① 委託業務完了報告書のサイン・押印について（意見）

<p>本業務委託においては、受託者より「受託業務完了報告書」が提出され、県の監督員が内容を確認の上、サイン・押印を行うことになっている。しかし、平成 26 年 3 月分の委託業務完了報告書を閲覧したところ、監督員のサイン・押印がなかった。また、同月の検査命令簿についても、決裁欄に監督員及び決裁者のサイン等がなく、決裁欄は空欄となっていた。履行確認については別途、決裁が行われているため、実質的には履行確認に問題はないと考えられるが、今後は委託業務完了報告書及び検査命令簿へのサイン・押印を徹底していただきたい。</p>	<p>当該案件については履行確認をして決裁権者の決裁も行われているものの、添付書類に押印漏れがありました。今後は、履行確認を行う際、必要な添付書類の適切な事務処理を行うよう徹底します。</p>	<p>環境生活部 (総合博物館)</p>
--	--	--------------------------

10. 新三重県立博物館展示製作及び施工業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

<p>本業務委託の予定価格の積算は、前年度に行われた設計業務委託の成果物に基づいており、当該設計業務を受注した株式会社トータルメディア開発研究所が、引き続き本業務委託を落札している。</p> <p>本業務委託の積算を県が単独で行うことは困難であったことから設計業務の外部委託はやむを得ない面もあるが、やはり予定価格を推測しうる業者が入れに参加することは本来あるべき姿ではない。県は今回の積算資料や入札者が提出した内訳書を分析し、類似の業務が今後発生する場合には県が独自で積算できるよう、ノウハウを蓄積していただきたい。</p>	<p>博物館の展示製作および施工業務の特殊性から、独自積算までは難しいものの、今回の設計内容を記録・分析することにより、外部委託した設計成果の確認・修正を行い独自の設計内容を得られるよう努めます。</p>	<p>環境生活部 (総合博物館)</p>
---	--	--------------------------

② 予定価格における管理費等の積算について（意見）

<p>本業務委託の予定価格のうち設計業務の対象外の部分は県が独自に積算している。県の積算方法は合理性があると思われるが、各入札者の入札額と予定価格がかい離する傾向にあり、直接費の価格圧縮が難しいことから各入札者が政策的に諸経費部分の圧縮を目指したか、あるいは予定価格が実勢価格に合っていない可能性がある。県は、今回の内訳表の分析を行い、管理費等の積算をより高い精度で行うことができるよう努められたい。</p>	<p>博物館の展示製作および施工業務は、全国的にみても、建築・土木事業に比して業務事例が僅かであるため、共通的な積算根拠となるべき管理費等の基準がありません。今回の設計内容と入札額を比較・分析することにより、積算の根拠となる考え方を構築するデータとします。</p>	環境生活部 (総合博物館)
--	--	------------------

10 各種審議会等の審議状況について（環境生活部関係）

（平成26年11月21日～平成27年2月15日）

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	平成26年11月25日（第1回） 平成27年2月3日（第2回）
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 青木 民夫、矢倉 政則 委員 井川 洋子 他26名
4 諮問事項	(第1回) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について (第2回) 三重県廃棄物処理計画について
5 調査審議結果	(第1回) 諮問事項について部会報告をもとに審議され、水域類型の指定について答申された。 (第2回) 諮問事項について、部会を設置し調査検討することとされた。また、「三重県災害廃棄物処理計画（仮称）中間案」について報告を行った。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成26年12月11日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委員 小野 芳孝 他6名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画平成26年度アクションプログラムの進捗等について協議、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成27年3月6日

3 三重県総合博物館協議会 評価部会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会 評価部会
2 開催年月日	平成27年2月4日
3 委員	部会長：山下 治子 委員：中尾 正己 他3名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営にかかる評価の仕組みや方法について了承された。
6 備考	次回開催日：未定

4 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	平成26年12月3日（第1回調停期日） 平成27年1月7日（現地での測定） 平成27年2月4日（現地調査）
3 委員	調停委員長 向山 富雄 委員 尾辻 典子、寺島 貴根
4 諮問事項	平成26年（調）第2号事件
5 調査審議結果	調停期日において調停委員が関係者から意見の聴取等を行い、調停委員会による測定、現地調査を実施した。
6 備考	次回開催日： 平成27年3月11日（第2回調停期日）

5 三重県公害事前審査会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県公害事前審査会 小委員会
2 開催年月日	平成26年12月19日
3 委員	小委員会委員長 武本 行正 委員 宮崎 多恵子、金子 聰、鈴木 透
4 諮問事項	株式会社東芝四日市工場の増設計画に対する公害の防止に関する技術的事項に係る意見について
5 調査審議結果	三重県公害事前審査要綱第4条に基づき提出された資料について事業者から説明を受け、記載された内容について審議された。
6 備考	今後の予定：審議結果についてとりまとめ、小委員会の審査結果を審査会の審査結果とし、平成27年2月10日に答申。

6 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成27年2月13日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委員 大沼 章子、前田 一範、布山 裕一、山崎 美幸
4 諮問事項	温泉法に基づく動力装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく動力装置許可申請(鳥羽市内、津市内)について、温泉のゆう出量への影響等が審議された。
6 備考	次回開催日：未定

7 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成27年2月10日
3 委員	会長 松井 真理子 委員 阿尾 隆雄 他18名
4 諮問事項	三重県人権施策基本方針の改定について
5 調査審議結果	三重県人権施策基本方針（第二次改定）（骨子案）及び今後のスケジュール等について審議、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

8 三重県消費者生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費者生活対策審議会
2 開催年月日	平成 26 年 12 月 11 日
3 委員	会長 西川 幸城 副会長 鈴木 真由子 委員 上井 長十 他 11 名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「消費者教育取組状況調査」の結果、次期三重県消費者施策基本指針（中間案）について審議、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成 27 年 2 月 18 日

9 三重県消費者生活対策審議会 消費者研究部会

1 審議会等の名称	三重県消費者生活対策審議会 消費者研究部会
2 開催年月日	平成 26 年 12 月 11 日
3 委員	会長 小田 奈緒美 副会長 小野 芳孝 委員 加藤 拓也 他 4 名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「消費者教育取組状況調査」の結果、次期三重県消費者施策基本指針（中間案）について審議、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定